

「草加西高等学校 部活動に係る活動方針」

平成30年3月にスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が発表され、それを受け7月に文化部を含む「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」が埼玉県教育委員会により策定されました。

そこで、本校の令和3年度「部活動に係る活動方針」を以下のとおりとする。

1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、知・徳・体の調和のとれた人間の形成を図る。
- (2) 計画的で効果的な部活動の実践を通して、生徒の成長を図り、体力と心豊かな人間性を培う。
- (3) 教職員のワークライフバランスに配慮するとともに、生徒の学習との両立を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が年間、月間の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (4) 教職員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修会を実施する。
- (5) 効率的で安全なメニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう、学校外の専門的な講習会等に積極的な参加を推進する。
- (6) 部活動費用(部費等)を徴収する際は、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正に処理する。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 学期中及び長期休業日とも、原則として週2日以上(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上)を休養日と設ける。
※ 大会・コンクール等の日程が週休日の場合、代替の休養日を設ける。
- (2) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
※ 大会・コンクール等の日程等に応じて、短時間活動する場合もある。
- (3) 1日の活動時間は、原則として平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- (4) 長期休業中は、生徒の実態や各部の状況等に応じて連続する休養日を適切に設定する。
- (5) 管理職と顧問で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- (6) 大会・コンクール・練習試合・合同練習・合宿・会場練習等で終日または上記基準程度を超える活動となる場合においても、生徒の健康・安全に十分配慮し、休養時間を適切に設定した上で、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うとともに、他の日の活動時間を減らす、他の日を休養日とする、休養日を他の日に振り替える等の措置を講ずる。